

令和7年(2025年)7月10日

2・3年生保護者各位

北海道恵庭南高等学校長 俵 英 生

高等学校等就学支援金に係る収入状況等の届出のお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、令和6年7月から令和7年6月までの高等学校等就学支援金を受給されている方は、毎年6月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。就学支援金の申請時に個人番号を入力された方及び個人番号が確認できる書類を提出された方は、基本的に手続不要です。

ただし、養子縁組等により保護者の人数等に変更があった場合や、令和6年(2024年)1月1日現在の課税地から令和7年(2025年)1月1日現在の課税地に変更があった場合は変更届出が必要です。また、今年度は新たに「高校生等臨時支援金」制度が設けられ、臨時支援金の申請も必要になることから、お手数ですが、**別添アンケートを期日までに回答願います。**

アンケートの回答結果により変更届出が必要な場合は、高等学校等就学支援金オンラインシステム(e-Shien)により届出をお願いすることになります。

記

1 アンケートの回答期日

令和7年(2025年)7月16日(水)

回答がなかった場合は、「変更手続なし、臨時支援金受給の意向あり」とみなします。

2 留意事項

- (1) 生活保護(生業扶助)を受給されている場合は、市町村の福祉事務所で発行される生活保護受給証明書も合わせて提出願います。
- (2) その他、不明な点及び期日までに申請ができない場合は、本校事務室までご連絡ください。なお、恐れ入りますが、平日9時から16時の間にご連絡をいただけますよう、お願い申し上げます。

北海道恵庭南高等学校 事務室 担当 榎納(まきのう)

連 絡 先 (TEL) 0123-32-2391